

西東京いこいの森公園パークセンターの使用に関する要領

第1 目的

この要領は、西東京いこいの森公園パークセンターのセミナールーム、セミナー広場及びホール展示コーナー(以下これらを「セミナールーム等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用途

セミナールーム等は、公園利用者等がおおむね次に掲げる目的で使用することができる。

- (1) 自然環境及び緑に関する学習会、講習会等を開催するとき。
- (2) 自然環境及び緑に関する情報の提供、推奨、普及を行うとき。
- (3) 公園利用者及び各種団体の会議、学習等に使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用することを必要と認めるとき。

2 セミナールーム等の使用は、無料とする。

第3 使用申請

セミナールーム等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用する日の属する月の2月前の初日から使用日の3日前までにセミナールーム等使用申請書に必要事項を記入し、みどり環境部みどり公園課長(以下「主管課長」という。)に提出するものとする。

第4 使用時間等

セミナールーム等が使用できる日は毎日とし(年末年始は除く)時間区分等は、次のとおりとする。ただし、主管課長が使用時間以外の使用を必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) セミナールーム及びセミナー広場

ア 午前9時から正午まで

イ 午後1時から午後5時まで

- (2) ホール展示コーナー

午前9時から午後5時まで(連続して使用できる期間は、7日を限度とする。)

第5 展示物等の管理

ホール展示コーナーにおける使用者の展示物等は、使用者の責任により管理しなければならない。

第6 使用制限

主管課長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、セミナールーム等の使用を制限することができる。

- (1) 公序良俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 専ら営利を目的とするものであるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行うとき。
- (4) 宗教上の組織又は宗教活動を援助するおそれ又は疑いがあるとき。

(5) その他セミナールーム等の管理上支障があるとき。

第7 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) セミナールーム等の使用が終了したときは、速やかに原状に回復すること。
- (2) セミナールーム等の使用について、使用者が持ち込む物品、備品等を事前に報告すること。
- (3) 使用者がセミナールーム等に損害を与えた場合は、使用者の責任により原状に回復すること。
- (4) セミナールームの使用に際しては、音響機器の使用や飲食をしないこと。
- (5) その他主管課長が管理上支障があると認めた行為をしないこと。

第8 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。